

補助金等取扱基準

補助金等の名称	自主防災組織防災資機材整備費補助金		
補助事業等の標目	自主防災組織が行う防災資機材の整備に係る費用に対して補助を行うことにより、地域住民の防災意識の高揚並びに地震その他災害による被害の防止及び軽減を図る。		
補助事業等の対象者	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、地域の防災活動を行っている団体		
補助対象経費	種別	補助対象品目	
		区分	品目
	防災資機材	保管庫	備蓄用資機材収納庫
		情報伝達用具等	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等
		消火用具等	消火器、軽量可搬消防ポンプ等
		救出、救護、避難用具等	はしご、担架、ヘルメット、テント、救命ロープ、ビニールシート、救急薬品、標旗、簡易トイレ、強力ライト等
		給食、給水用具	防災用水槽、炊飯器、浄水器等
		その他	その他市長が特に必要と認めたもの
	放送施設整備	放送施設整備(有線・無線)	当該地区において、防災等のために設置する放送施設設置整備事業に要する経費
	除雪器具	除雪器具	小型除雪機、融雪機、雪かき等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>1 防災資機材</p> <p>(1) 1回目 補助対象品目購入額の3分の2以内の額とし、30万円を限度とする。</p> <p>(2) 2回目以降 補助対象品目購入額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>2 放送施設整備</p> <p>(1) 1回目 整備額の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>(2) 2回目以降 整備額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p> <p>3 除雪器具</p> <p>補助対象品目購入額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。</p>		

	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 地域の防災活動推進のため補助対象経費の2分の1を超えて補助することが必要であるため。
補助事業等の 評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開始時期	平成15年7月1日
補助事業等の 終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 防災意識の高揚と防災事業の推進のため3年を超えて継続して補助することが必要であるため。
情報の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	一の団体が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象経費の種別ごとに、それぞれ1回とする。
提出書類	補助金の交付を受けようとする団体は、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に見積書を添付して、市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 企画部 危機管理室 市民安全係

平成27年11月12日 一部改正（平成27年11月12日 施行）

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）